

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
大平建設(株)	茨城県笠間市鯉淵6340	
(株)阿部建設	茨城県笠間市小原3436	

2. 指名停止措置期間 令和4年10月13日 ~ 令和4年11月12日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

### 4. 事実概要

上記2業者は、笠間市建設課発注の『4市単(笠建)第1-1号 歩道整備工事』において、令和4年9月16日、玉掛けワイヤーをL型擁壁から外す際に、作業員同士の合図の確認を怠り、玉掛けワイヤーが完全に外れていない状態で吊り上げてしまいL型擁壁が横倒れになるなど、不適切な安全管理の措置により、作業員の右足が挟まり重傷を負う事故を生じさせた。

### 5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第1第7号ウに該当する。

#### <笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ウ 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき	1箇月以上2箇月以内

#### 問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)